

つがる西北五広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する 条例

平成 1 1 年 4 月 1 日

条 例 第 9 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日

条 例 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 6 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関して必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 つがる西北五広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇については、五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年五所川原市条例第 3 4 号）の規定を準用する。

(平成 1 7 条例 7 ・一部改正)

附 則

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年条例第 7 号）

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。